

東北アジアの安全保障と科学技術

富樫, あゆみ
ソウル大韓国政治研究所

<https://hdl.handle.net/2324/2543943>

出版情報 : 「吉岡斉の仕事を考える」研究会報告書, 2019-01-20. 「吉岡斉の仕事を考える会」実行委員会
バージョン :
権利関係 :

日本の包括的軍縮へ向けて

吉岡 齊

はじめに

この小論の目的は、包括的軍縮を推進することが、今日の日本の安全保障政策として適切な選択肢であることを、戦後日本の安全保障の歴史と現状を踏まえて示すことである。またその議論にもとづいて、アカデミアにおける軍学共同推進が無用であることを示すことである。なお、軍学共同凍結を唱える点で筆者は、昨今の標準的な軍学共同反対論と結論を共有するが、その結論を導く根拠は大きく異なる。両者の比較によって筆者の議論の特徴を浮き彫りにすることができる。

1 標準的な軍学共同反対論とその弱点

防衛省技術研究本部は、2015年4月に軍事技術政策の一環として、「安全保障技術研究推進制度」の公募を開始した。この制度は2015年度10月に発足した防衛装備庁に引き継がれ現在に至る。この制度は官産学の研究者を幅広く応募対象とするものだが、アカデミアに対して日本の軍事機関が直接的に研究費を助成する戦後初めてのケースであったため、アカデミア関係者から注目され、軍学共同反対運動がまきおこった。反対論者も一枚岩ではないが、標準的な反対論として、池内了による次の四つの主要要素からなる反対論を挙げるのは、大方の異論のないところであろう^(注1)。

- (1) 日本国憲法に規定されているように、日本は軍備をもたず非軍事的手段で国際紛争を解決すべきである。ひとたび自衛の名目で軍備を認めれば際限なく拡大していく。攻撃と防衛の明確な境界はない。
- (2) 軍事研究は本質的に人殺しにつながるので人道に反する。第一次・二次世界大戦等の戦時科学動員に関与した世界の科学者たちは、そのことを深く反省した。
- (3) 軍事研究は科学の発展に悪影響をもたらす。それは研究の自由を侵食し、科学上の情報や意見の自由な交換を阻害する。
- (4) 日本のアカデミアを代表する日本学術会議は1950年と1968年の2回にわたって、以上のような認識に立って軍事研究への非協力を表明してきた。過去の賢人の智慧に学ぶべきである。

しかし、この標準的な反対論には致命的欠陥がある。それは安全保障政策について現実と懸け離れた認識に立ち、また、アカデミア関係者のみに訴える内向きのメッセージとなっている。何がベストの軍事技術政策上の選択肢であるかは、当該国の置かれた状況によって異なる。それについて丁寧に議論することが政策論争に参加する者の要件である。ところが標準的反対論の思考枠組では、現在の安全保障状況がいかなるものであっても、科学者は軍事研究を拒否すべきだという結論になる。

日本の現実の安全保障状況を冷静に分析した上で、日本に必要な軍事力はどの程度のもので

あり、また必要な軍事研究活動はどの程度のものかを判断する必要がある。もちろん「非武装中立」という選択肢もあり得る^(注2)。ところが標準的な軍学共同反対論者は、具体的・現実的な安全保障政策論への関与を避けている。この小論では、安全保障政策論の観点も組み込んだ歴史的考察によって、アカデミアにおける軍事研究のみならず、防衛省の安全保障技術研究推進制度そのものに、反対する根拠を示すことを試みる。

2 戦後日本における「軍拡」の時代区分

第二次世界大戦の敗北により、日本は武装解除された。陸軍・海軍は1945年11月30日に廃止され、ほとんどの兵器は破壊された。占領軍の目的は日本の軍国主義体制解体を目指した1946年頃までと、反共の防波堤としての日本再建を目指した1947年頃以降とでは少々異なるが、朝鮮戦争勃発までは在日米軍の大規模な海外出動はなかった。

そうした占領期の状況を初期状態として、戦後日本では大きな流れとして一貫して「軍拡」が進行してきた。軍拡には四つの位相がある。

- (1) 科学軍拡：軍事目的の科学研究の拡大。
- (2) 技術軍拡：軍事目的の技術開発の拡大。
- (3) 装備軍拡：兵器など装備体系の量的・質的強化。
- (4) 運用軍拡：軍部隊の活動エリアや活動内容の拡大。

日本の軍事体制は、占領終了後から一貫して「日米軍事同盟」を基軸としており、自衛隊よりも米軍の役割の方が大きい。つまり「米軍プラス自衛隊」という構造である。そのような観点から時代区分を行った。日本の自衛隊を中心にして歴史を描いたのでは、日本の世界における軍事的役割を適切に見ることができないことを強調しておきたい。

戦後全体をカバーする時代区分としては、次の5段階に分けられる。ちなみに1950年は朝鮮戦争勃発、1973年はベトナムからの米軍撤退、1989年は冷戦終結（マルタ会談）、2013年は第二次安倍晋三政権発足の年にあたる^(注3)。

(第1期) 1945年～1949年

連合国軍による占領の時代

(第2期) 1950年～1973年

東アジアの兵站基地の時代

(第3期) 1974年～1989年

アジア太平洋安全保障の要石の時代

(第4期) 1990年～2012年

日米軍事同盟のグローバル化の時代

(第5期) 2013年～

軍事における「戦後」終焉の時代

日本の現在の軍事力は「米軍プラス自衛隊」の観点からみると世界最強クラスであり、日本国憲法の規定とは対極の状況にある。その勢力圏は、日本周辺はもとよりアジア全域に及んでいる。それに対し中国はローカルな軍事大国にとどまる。日本の自衛隊単独でも、装備・技術の位相については質的・量的水準は高い。ただし長年の憲法上の制約のおかげで国際運用

日に至っている。日米安保体制の中で、日本の軍事力（自衛隊）の役割は小さかった。その能力もほぼ日本防衛に限られていた。日本の主要装備は皆、アメリカから購入又はライセンス生産したものだ。なおこの時期の末期、日本の軍事活動を制約する国内ルールとして、非核三原則、武器輸出三原則が導入されたが、いずれも立法化されなかった。

この時期の終焉を告げる出来事としてベトナムからの米軍撤退（1973年）があげられる。これによりアジア太平洋地域での熱戦は一段落した。この時代の区切り方は、日本の軍事体制を「米軍プラス自衛隊」として見る視点からはごく自然である。

5 アジア太平洋安全保障の要石の時代 1974年～1989年

東西冷戦は1960年代後半からデタント時代を迎えたが、1970年代後半から再び厳しい対立状況となった。アジア・太平洋地域では熱戦こそ発生しなかったが、アメリカの対ソ封じ込めが格段に強化された。その中で、三沢基地のF-16戦闘機の天ヶ森対地射爆撃場での訓練など、核戦争を想定した米軍訓練が日本でも続けられた。また、横須賀基地が空母ミッドウェイの母港となった（1973年）。その後、駐留する空母はインディペンデンス、キティホーク、ジョージ・ワシントン、ロナルド・レーガンへと交代し現在に至る。最近の2隻は原子力空母となっている。

冷戦激化への対応の一環として、日米合同でアジア・太平洋地域の安全保障を確保すべく、日本の自衛隊の装備体系の大幅強化がはかられた（とくに航空、海上）。代表的装備としては航空自衛隊のF-15戦闘機（爆撃機の進出を阻止）、および海上自衛隊のP-3C対潜哨戒機（潜水艦の進出を阻止）がある。こうした航空戦力・海洋戦力の強化は今日まで続いている。運用面でも日米共同作戦が進められるようになった。

6 日米軍事同盟グローバル化の時代 1990年～2012年

ポスト冷戦時代において、アメリカの安全保障戦略は大きく変化した。地球上いかなる地域の安全保障上の脅威にも対処できる柔軟・迅速な軍事力の展開が重視され、物量重視から機動力（スピード）重視への転換が進んだ。また、C4ISR（指揮・管制・通信・電脳・諜報・監視・偵察）システムが、ハイテクの精髓を集めた巨大システムとなり、その端末の無人化・ロボット化も進んだ。これらはブッシュ・ジュニア大統領時代のラムズフェルド国防長官が雄弁に語ったように、RMA（Revolution in Military Affairs、軍事における革命）などと呼ばれる。

日米同盟の性質は根本的に変化した。それは日本をふくむ東アジア地域での共産軍封じ込めを主目的とするものから、米国のグローバル安全保障を主目的とするものへと変質した。海外の米軍基地は、英国がグローバル安全保障の西洋ルートの要、日本が東洋ルートの要をなすハ

ブ基地としての役割を与えられた。その中枢は首都圏（横田、横須賀）にあり、また部隊の多くは沖縄に展開している。

この新しいグローバル日米安保体制における日本の役割は、従来よりも一層大きくなった。それは基地提供、基地費用提供（2016年度の在日米軍関係経費は概算で7,600億円余）^(注5)、自衛隊海外派遣（陸海空）、その他の連携・協力（日米共同演習、米軍のC4ISRシステムとの連携など）である。その中で自衛隊の役割も変化し、日米共同作戦をになう軍隊となった。つまり、自衛隊の「米軍化」（米軍と自衛隊の一体化）である。ただし自衛隊は今日まで、直接の戦闘参加には至っていない。

7 軍事における「戦後」終焉の時代 2013年～現在

1990年代からの日米軍事同盟グローバル化の時代が、2012年で途切れるわけではなく、その後も連続的に続いている。しかし、2012年12月の第二次安倍晋三政権成立を契機に、更なる軍拡を推進する動きが加速している。将来の歴史家にとって2013年を時代の区切りとする方式が定説となるかどうかは、少なくともあと数年経過してみなければ定かではないが、その可能性を示唆する出来事が立て続けに起きている。

とくに重要なのは、「日米防衛協力のための指針」改訂版（新ガイドライン）が2015年4月に日米政府間で署名されたことである。それを

受けて2015年9月、集団的自衛権を認める一連の安全保障関連法が成立し、2016年3月施行された。これについては憲法との不整合が問題となっている。

安倍政権はもともと憲法改定に強い執着を見せてきた。政権発足当初は、憲法改正手続きを定めた96条改定（国会議員の三分の二以上という発議要件の緩和）をめざした。それが行き詰まると、集団的自衛権についての解釈改憲を進めた。

2016年7月の参議院議員選挙で改憲勢力が両院で議員の三分の二を越えたので、憲法96条改定によらずとも憲法改定を発議できるようになった。これを契機に、自民党をはじめとする改憲勢力は、いよいよ憲法改定を実現すべく動いている。もし憲法改定が実現し、前文に「積極的平和主義」が掲げられ、第9条の「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」がいずれも否定されれば、地滑りの的にあらゆる位相において軍拡が進展していく可能性がある。

なお、この時代の重要な動きとしては、従来の武器輸出三原則が廃止され、防衛装備移転三原則へと改められたことも挙げられる（2014年4月）。

8 日本における包括的軍縮推進の 必要性

アジア・太平洋地域の軍事的緊張のレベルを下げていくために、日本の「包括的軍縮」（つまり科学、技術、装備、運用の四つの位相全て

にわたる軍縮)を進めることが必要である。日本の現在の軍事力は、「米軍プラス自衛隊」という観点から見ると、明らかに過大である。日本は世界でも突出した重装備国家といえる。自衛隊だけで考えても、核兵器など戦略兵器を保有する英仏両国は別として、単独でもドイツ・イタリアを凌駕する数量・能力の装備を有している。それゆえ軍拡を一段落させて軍縮の方向へ舵をとるのが理に適っている。軍拡競争のスパイラルを断ち切る有力な手法は、軍事的優位にある側(つまり日米同盟の側)からの軍縮交渉提案である。軍縮とは現在との比較において意味をもつ概念である。つまり現状をベースラインとして、そこからの変化に焦点を合わせる概念である。

日本国憲法は形骸化が進んでいるが、なお専守防衛の理念は一定の規制力を有しており、自衛隊の海外での軍事活動や戦略兵器(核兵器、長距離ミサイル、長距離爆撃機、大型空母、原子力潜水艦など)の開発・運用にブレーキをかけている。したがって、日本国憲法の平和主義の原則に関わる部分は堅持し、現実をその原則に段階的に近づけていくべきである。

日本の現在の軍事力の中核を占めるのは米軍であるから、その軍縮を進めるのが最も重要である。他方で、自衛隊の軍縮は副次的効果しかもたないので、当面は装備強化を凍結すればよい。在日米軍基地は「日本防衛」だけでなく、グローバル安全保障における東洋のハブ基地であり、東洋全体におけるアメリカの軍事的支配の拠点である。もしアメリカが同盟国としての

日本を失えば、アジア・太平洋地域でのアメリカの軍事活動は大幅縮小が避けられない。

米軍の軍縮については、アメリカ連邦政府自身が決めることだが、日本の対米軍事協力(基地提供、基地費用提供、自衛隊海外派遣、その他の連携・協力)のレベルを下げていくことが米軍の軍縮を促す。日本の安全保障だけが目的なら、在日米軍は大幅に削減できる。西アジアの安全保障や対中国封じ込めに関してまで、日本はアメリカの面倒をみる必要はない。そうした日本側からの対米軍事協力削減提案は、アメリカ関係者の利害関心と正面衝突することは避けられない。しかし、それを進めずしてアジア・太平洋地域の軍事的緊張の緩和は期待できない。

9 安全保障技術研究推進制度は不要

最後に、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度の廃止を提案したい。この制度の目的は「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくこと」である^(注6)。これは明確な技術軍拡路線である。だが、今まで述べてきたように、包括的軍縮こそが妥当な安全保障政策であり、技術軍拡もまた凍結させることが必要である。また日本では、軍事技術については、米国のメーカーから国内メーカーへの技術移転が従来の主たる技術獲得ルートであり、日本のアカデミアにおける技術研究による兵器開発への貢献を基本的に必要としていなかった。この

状況は現在も変化していない。そして、もし軍事活動が「必要悪」だとすれば、不必要な事業は単なる「悪」である。

ここで注目すべきは、アカデミアで展開されてきた標準的軍学共同反対論において、安全保障技術研究推進制度の廃止が主張されていないことである。そこではむしろ大学や学協会において防衛装備庁の研究費への申請をやめさせることに主眼が置かれている。だが、この制度の本来の目的は防衛産業を活性化させることである。日本の防衛産業売上高は近年低迷している。安倍政権のもとで防衛予算は漸増しても輸入費や維持管理費が増えているためである。この制度は、そうした厳しい状況下で防衛産業の研究開発費の政府による肩代わりを進めることであり、また防衛産業が装備品開発に結びつく可能性のある研究を活用するためのインフラストラクチャーを強化することである。たとえ相当数の大学が申請を自粛または厳しく規制しても、大抵の企業や国立研究機関が歓迎し、多くの大学でも有効な規制が働かないならば、軍学共同反対運動の効果は限定的なものとなる。また、日本の包括的軍縮にもほとんど役立たない。

注

- 注1 池内了『科学者と戦争』岩波新書、2016年、などを参照。
- 注2 「非武装中立」とは、一般に、常備軍をもたず、特定国との軍事同盟も結ばないという考え方を指す。日本国憲法第9条はその典型であるが、現実の日本は自衛隊を有し、日米同盟を結んでいるので、非武装中立とは大きく隔たっている。
- 注3 この時代区分は、吉岡齊『『国策』は誰のためか—『国策共同体』による公共政策の私物化』、『科学』(87巻5号)2017年、463～472ページ、で示したものを若干修正した。つまり第1期の終点を1951年から49年に改めた。なお、2013年が時代の区切りであるかどうかは現時点では確定していない。
- 注4 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」、および「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」。
- 注5 防衛省『防衛白書 平成28年版』253ページによると、2016年度は概算で7,612億円となっている(防衛省以外も含む)。近年は年間7千億円台の水準にある。
- 注6 防衛装備庁「平成29年度安全保障技術研究推進制度公募要領」2017年、4ページ。